



篠路駅東口土地区画整理事業施行地区

建築基準法第42条第1項第4号道路

篠路3条6丁目

広場

篠路3条8丁目

位置図（参考資料）

【利用にあたって】

篠路駅東口土地区画整理事業施行地区内において、建築基準法第42条第1項第4号道路を指定しています。詳細な道路の位置等は、札幌市都市局市街地整備部区画整理事業課へお問い合わせください。